

## 三田市わが家の耐震改修促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三田市耐震改修促進計画及びひょうごの住宅防災・安全整備計画に基づき、三田市内に存する住宅の所有者等に対し、その耐震改修工事等の経費の一部を補助することにより、住宅の耐震改修等の促進を図るとともに、安全かつ安心な住まいとまちづくりを推進するため、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 規則第4条に基づき補助金の交付を申請する者をいう。
- (2) 補助事業者 規則第5条に基づく通知を受けた者をいう。
- (3) 施工者 申請者の依頼を受けて耐震改修工事等を実施する者をいう。
- (4) 住宅 一の世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次の設備要件を満たしている建築物又は建築物の一部のことをいう（国、地方公共団体その他関係機関が所有する住宅を除く。）。
  - ア 1以上の居室
  - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この号において同じ。）の炊事用流し（台所）
  - ウ 専用のトイレ
  - エ 専用の出入口
- (5) 戸建住宅 一の建築物が一の住宅となっているものをいう（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む。）。
- (6) 共同住宅 前号に掲げる住宅以外の住宅をいう（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む。）。
- (7) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法

- イ 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断指針・同解説」（2025年改訂版、2011年改訂版、1996年版）による耐震診断
  - ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」（2017改訂版、2001年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断
  - エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」（2009年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断
  - オ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断
  - カ アからオまでに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (8) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。
- (9) 簡易耐震診断等 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 平成17年度から実施している「三田市簡易耐震診断推進事業」による耐震診断
  - イ 平成12年度から平成14年度までの間に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断
- (10) 安全性が低いと診断されたもの 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの
  - イ 簡易耐震診断等の結果、安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）
- (11) 耐震改修計画策定 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積をいう（耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等行う委員会をいう。）による建築物の耐震診断の結果並びに耐震改修計画に関する評価及び判定等を含む。）。
- (12) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいう（オのみによる工事を除く。）。ただし、簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点を0.7以上又はI sを0.3

以上とするものをいう。

ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）

イ 屋根を軽量化する工事

ウ 床面の剛性を高める工事

エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は市長が別途認めるものとして別表第2に該当する工法による補強工事

オ アからエまでの工事に伴い必要となる附帯工事

(13) 屋根軽量化工事 住宅の耐震性向上のために行う住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（棧瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）に軽量化する工事をいう（当該工事に伴い必要となる附帯工事を含む。）。

(14) シェルター型工事 住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できるものとして別表第3に定める工法及び市長が別途認めるものとして別表第2に該当する工法による工事をいう（当該工事に伴い必要となる附帯工事を含む。）。

(15) 高齢者 交付対象年度の末日時点で満65歳以上の者をいう。

(16) 防災ベッド等 住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置をいい、別表第4に定めるもの及び市長が別途認めるものとして別表第2に該当するものをいう。

(17) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。

(18) 住宅改修業者登録制度 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。

(19) 附帯工事 次に掲げる工事をいう（著しい機能向上に係るものを除く。）。

ア 補強する壁の周囲91cmの範囲内における外壁並びに第2条第12号ア、ウ及びエに規定する耐震改修工事を行う室に係る内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事及び断熱工事

イ 耐震改修工事等の工事に伴い必要となる建具の取替工事、配管・配線の切替工事及び既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取り付けに係る工事

ウ 軽量化のための屋根の葺き替えに伴う下地材及び樋の取替工事

エ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事

オ 耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事

(補助区分)

第3条 補助区分は、住宅耐震改修計画策定費補助、住宅耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助、シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助、及び防災ベッド等設置補助とする。

(補助金額、補助対象者等)

第4条 この事業における補助の対象者、補助の対象住宅、補助金の額及びその他の事項については、補助区分に応じ、別表第5から別表第10までに定めるところによる。

2 前項の場合において、補助の対象住宅は、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

(1) 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅

(2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）の改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

(設計資格)

第4条の2 耐震改修計画策定は、建築士法第2条に規定する建築士が行うものであること。

2 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあっては、この限りでない。

(交付の申請の時期)

第5条 規則第4条の規定に基づく交付の申請は、補助事業等の請負契約を締結する前に行わなければならない。

(補助事業等の着手の届出)

第6条 市長は、補助事業者が補助事業等に着手（補助事業等対象工事の請負契約を締結することをいう。）した場合は、その旨を届け出るよう求めることができる。

(事業の遂行状況報告等)

第7条 規則第10条第1項の規定に基づく報告は、わが家の耐震改修促進事業遂行状況報告請求書により、補助事業等の遂行状況等について求めるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告を求められた場合は、わが家の耐震改修促進事業遂行状況報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにわが家の耐震改修促進事業遂行困難状況報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、補助事業等の遂行状況等を確認するため、必要に応じ、住宅耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助又はシェルター型工事費補助の交付決定を受けた補助事業者に対して、工事中に中間検査を実施するものとする。
- 5 市長は、前項の中間検査を実施することとした場合は、規則第5条第2項の通知の際に、中間検査実施通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(是正命令)

第8条 市長は、規則第11条の規定に基づく実績報告又は前条第2項の規定による報告を受けた場合において、補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、わが家の耐震改修促進事業是正命令書により、必要な措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

- 2 補助事業者は、前項の措置が完了した場合は、わが家の耐震改修促進事業遂行状況報告書に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(全体設計の承認)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請を行う当該年度において事業を完了するものとする。ただし、当該工事の実施期間が複数年度にわたる場合は、交付の申請までに、事業費の総額及び当該工事の完了の予定日等について、全体設計承認申請書を市長に提出することができる。

- 2 市長は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、全体設計承認通知書により全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、交付の申請前に承認を受けた内容に変更が生じる場合について準用する。

(台帳の整備)

第10条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、わが家の耐震改修促進事業補助金台帳を整備するものとする。

(工事实績の公表)

第11条 市長は、この事業の補助を受けて実施された耐震改修工事实績の公表を県が行う場合にあっては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第8号関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(1)	第2条第7号アによるもの	木造	上部構造評点 $\geq 1.0$
(2)	第2条第7号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(3)	第2条第7号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 $I_s$ / 構造耐震判定指標 $I_{s0} \geq 1.0$ ※ $I_{s0}$ 算定に用いる用途指標 $U$ は $1.0$ とする。
(4)	第2条第7号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 $I_s$ / 構造耐震判定指標 $I_{s0} \geq 1.0$ ※ $I_{s0}$ 算定に用いる用途指標 $U$ は $1.0$ とする。
(5)	第2条第7号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
(6)	第2条第7号カによるもの	全て	上記(1)から(5)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別表第2（第2条第12号、第14号、第16号関係）

(1)	一般財団法人日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
(2)	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、当該都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けたもの
(3)	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの

別表第3（第2条第14号関係）

名 称	会 社 名
-----	-------

(1)	耐震T Bシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
(2)	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
(3)	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
(4)	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
(5)	地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
(6)	セフティルーム	ハイブリッドハウス販売株式会社
(7)	シェルBOX	ナスラック株式会社
(8)	J. P o d 耐震シェルター	J. P o d & 耐震工法協会
(9)	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
(10)	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
(11)	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
(12)	パネル式耐震シェルター	S U S 株式会社
(13)	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所
(14)	お部屋まるごとコンテナ型耐震 シェルター まもルーム	株式会社カラフルコンテナ

別表第4 (第2条第16号関係)

	名 称	会 社 名
(1)	ウッド・ラック (WOOD-LU CK)	新光産業株式会社
(2)	防災ベッドBB-002	株式会社ニッケン鋼業
(3)	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
(4)	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
(5)	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
(6)	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
(7)	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
(8)	つみっくベッドシェルター	N P O 法人つみっくくらぶ
(9)	減災寝室	有限会社扇光

(10)	シェルターユニットバス (UB)	J 建築システム株式会社
(11)	耐震小型シェルター「構 - k a m a e e -」テーブルタイプ	株式会社安信

別表第 5 (第 4 条関係)

住宅耐震改修計画策定費補助

補助の対象者	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民 (個人) 又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族</p> <p>(1) 三田市内に存する住宅を所有する者</p> <p>(2) 市税を滞納していない者</p>	
補助の対象住宅	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅</p> <p>(1) 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された住宅 (共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅 (店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。) を含む。)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する住宅</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅</p> <p>イ 簡易耐震診断等の結果、安全性が低いと診断された住宅</p> <p>(3) 建物の区分所有等に関する法律 (昭和 3 7 年法律第 6 9 号) による区分所有である住宅で同法第 3 条の規定に基づく団体を構成している場合は、当該補助事業等の実施について、同法第 1 8 条の規定に基づく集会の決議を経ていること。</p>	
補助の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費	
補助金の額	戸建住宅	<p>実際の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する費用に 3 分の 2 を乗じた金額又は 2 0 0 , 0 0 0 円のいずれか低い金額 (1 , 0 0 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、3 3 , 0 0 0 円を限度とする。</p>

	共同住宅	<p>実際の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅に係る部分に要する費用に限る。）に3分の2を乗じた金額又は120,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた金額のいずれか低い金額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、40,000円/戸を限度とする。</p>
その他の事項		<p>(1) 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</p> <p>(2) 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p>

別に定める事項

関係条項	その他市長が必要と認めた書類等
<p>規則第4条 (交付の申請)</p>	<p>(添付図書)</p> <p>別記 収支予算書</p> <p>1 耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書</p> <p>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等)</p> <p>4 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したも</p>

	<p>の)</p> <p>5 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書</p> <p>6 区分所有の共同住宅である場合は次の各号に掲げる書類</p> <p>(1) 交付申請を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類</p> <p>7 市税を滞納していないことの調査に関する同意書</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号、登録府県名等）を記載したもの）</p> <p>（申請時期）</p> <p>当該事業に着手する前</p>
<p>規則第 8 条 （補助事業等の内容の変更）</p>	<p>（添付書類）</p> <p>規則第 4 条関係の各添付図書に準じる。</p> <p>（申請時期）</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>規則第 11 条（実績報告）</p>	<p>（添付書類）</p> <p>1 補助金算定書</p> <p>2 耐震改修工事費用の見積書</p> <p>3 交付決定通知書の写し</p> <p>4 耐震診断報告書</p> <p>5 住宅耐震改修に係る図書で、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 配置図</p> <p>(2) 平面図、立面図（それぞれ耐震改修前後のもので、改修の部位及び内容を明示したもの）</p> <p>(3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書</p>

	<p>6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し（受付時原本確認）及び領収書の写し</p> <p>7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）</p> <p>（報告期限）</p> <p>当該事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する会計年度の3月24日のいずれか早い日</p>
要綱第7条 第2項（状況報告等）	<p>（報告事項）</p> <p>事業の遂行状況</p> <p>（添付図書）</p> <p>事業の遂行状況を確認することができる図書として、市長が必要と認めるもの</p>
要綱第7条 第3項（状況報告等）	<p>（報告事項）</p> <p>1 事業の遂行が困難な理由</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>

別表第6（第4条関係）

住宅耐震改修工事費補助

補助の対象者	<p>次の各号に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族</p> <p>(1) 三田市内に存する住宅を所有する者</p> <p>(2) 所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、13,950,000円）以下の者</p> <p>(3) 市税を滞納していない者</p>
補助の対象住宅	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する住宅</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅</p>

	<p>イ 簡易耐震診断等の結果、安全性が低いと診断された住宅</p> <p>(3) ひょうご住まいの耐震化促進事業（県補助事業）（住宅耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工事費補助又は住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）を除く。）の補助金を受けて工事を実施した住宅でないこと。</p> <p>(4) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有である住宅で同法第3条の規定に基づく団体を構成している場合は、当該補助事業等の実施について、同法第18条の規定に基づく集会の決議を経ていること。</p> <p>(5) 申請者以外に所有権、借家権等の権利を有している者（以下「権利者」という。）が存在する住宅の場合（前号に掲げる場合は除く。）は、当該補助事業等の実施について、当該権利者（権利者が死亡している場合は、その相続人とする。以下同じ。）全員の同意が得られていること。</p>
補助の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費。
補助金の額	<p>戸建住宅</p> <p>補助事業の対象となる経費が、次の各号に掲げる額に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、ひょうご住まいの耐震化促進事業（県補助事業）のうち簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工事費補助又は住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）の補助金を受けた住宅にあつては、過去に受けた補助金の額を控除する。</p> <p>(1) 2,000,000円未満の場合 補助の対象となる経費に5分の4を乗じた金額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）又は1,000,000円のいずれか低い金額</p> <p>(2) 2,000,000円以上3,000,000円未満の場合 1,100,000円</p>

		(3) 3,000,000円以上の場合 1,300,000円
	共同住宅	補助事業の対象となる経費に5分の4を乗じて得た金額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)。ただし、当該金額が住戸数に400,000円を乗じて得た金額を超える場合は、住戸数に400,000円を乗じて得た金額とする。
その他の事項		<p>(1) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>(2) 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p> <p>(3) 補助事業の対象となる耐震改修工事は、住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した施工者との契約による工事であること。</p>

別に定める事項

関係条項	その他市長が必要と認めた書類等
規則第4条 (交付の申請)	<p>(添付図書)</p> <p>別記 収支予算書</p> <p>1 耐震改修工事住宅概要書</p> <p>2 補助金算定書</p> <p>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分)</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による</p>

	<p>任意の証明書等)</p> <p>5 所得証明書の写し (全住戸分)</p> <p>6 耐震診断報告書</p> <p>7 住宅耐震改修に係る図書で、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 付近見取り図 (方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 平面図、立面図 (それぞれ耐震改修前後のもので、改修の部位及び内容を明示したもの)</p> <p>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>8 区分所有の共同住宅である場合は、次の各号に掲げる書類</p> <p>(1) 交付申請を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類</p> <p>9 改修工事を実施する施工者の住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</p> <p>10 耐震改修工事实績公表同意書</p> <p>11 市税を滞納していないことの調査に関する同意書</p> <p>12 委任状 (代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格 (建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号、登録府県名等) を記載したもの)</p> <p>※ 交付申請書を住宅耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出する場合、上記3、5及び6の書類は当該実績報告書をもって代えることができる。</p> <p>(申請時期)</p> <p>当該事業に着手する前</p>
規則 8 条	(添付書類)

<p>(補助事業等の内容の変更)</p>	<p>規則第4条関係の各添付図書に準じる。 (申請時期) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>規則第11条(実績報告)</p>	<p>(添付書類) 別記 収支決算書 1 補助金精算書 2 交付決定通知書の写し 3 耐震改修工事実施確認書 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し(受付時原本確認)及び工事代金領収書の写し 5 耐震改修工事実績公表内容報告書 6 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号、登録府県名等)を記載したもの) (報告期限) 当該事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する会計年度の3月24日のいずれか早い日</p>
<p>要綱第7条第2項(状況報告等)</p>	<p>(報告事項) 事業の遂行状況 (添付図書) 事業の遂行状況を確認することができる図書として、市長が必要と認めるもの</p>
<p>要綱第7条第3項(状況報告等)</p>	<p>(報告事項) 1 事業の遂行が困難な理由 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</p>

別表第7（第4条関係）

簡易耐震改修工事費補助

補助の対象者	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族</p> <p>(1) 三田市内に存する住宅を所有する者</p> <p>(2) 所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、13,950,000円）以下の者</p> <p>(3) 市税を滞納していない者</p>
補助の対象住宅	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する住宅</p> <p>ア 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はI s値が0.3未満の住宅</p> <p>イ 簡易耐震診断等の結果、評点が0.7未満の住宅</p> <p>(3) ひょうご住まいの耐震化促進事業（県補助事業）（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）の補助金を受けて工事を実施した住宅でないこと。</p> <p>(4) 申請者以外に権利者が存在する住宅の場合は、当該補助事業等の実施について、当該権利者全員の同意が得られていること。</p>
補助の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費。ただし、住宅耐震改修計画策定費補助の補助金を受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。</p>
補助金の額	<p>補助事業の対象となる経費が、次の各号に掲げる額に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はI s値が0.3以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、33,000円を限度とする。</p>

	<p>(1) 750,000円未満の場合 補助の対象となる経費に5分の4を乗じた金額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)又は500,000円のいずれか低い金額</p> <p>(2) 750,000円以上900,000円未満の場合 600,000円</p> <p>(3) 900,000円以上1,200,000円未満の場合 700,000円</p> <p>(4) 1,200,000円以上の場合 800,000円</p>
その他の事項	<p>(1) 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはI s値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはI s値が0.3以上であることが確認できること。</p> <p>(2) 補助事業の対象となる耐震改修工事は、住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した施工者との契約による工事であること。</p>

別に定める事項

関係条項	その他市長が必要と認めた書類等
規則第4条 (交付の申請)	<p>(添付図書)</p> <p>別記 収支予算書</p> <p>1 耐震改修住宅概要書</p> <p>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナン</p>

	<p>バーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等)</p> <p>4 所得証明書の写し</p> <p>5 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>6 改修工事を実施する施工者の住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し</p> <p>7 耐震改修工事实績公表同意書</p> <p>8 市税を滞納していないことの調査に関する同意書</p> <p>9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号、登録府県名等)を記載したもの)</p> <p>(申請時期)</p> <p>当該事業に着手する前</p>
<p>規則 8 条 (補助事業等の内容の変更)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>規則第 4 条関係の各添付図書に準じる。</p> <p>(申請時期)</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>規則第 11 条(実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>別記 収支決算書</p> <p>1 補助金精算書</p> <p>2 交付決定通知書の写し</p> <p>3 耐震診断報告書</p> <p>4 住宅耐震改修に係る図書で、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 平面図、立面図(それぞれ耐震改修前後のもので、改修の部位及び内容を明示したもの)</p> <p>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>5 耐震改修工事实績確認書</p>

	<p>6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し（受付時原本確認）及び領収書の写し</p> <p>7 耐震改修工事実績公表内容報告書</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号、登録府県名等）を記載したもの）</p> <p>（報告時期）</p> <p>当該事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する会計年度の3月24日のいずれか早い日</p>
要綱第7条 第2項（状況報告等）	<p>（報告事項）</p> <p>事業の遂行状況</p> <p>（添付図書）</p> <p>事業の遂行状況を確認することができる図書として、市長が必要と認めるもの</p>
要綱第7条 第3項（状況報告等）	<p>（報告事項）</p> <p>1 事業の遂行が困難な理由</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>

別表第8（第4条関係）

シェルター型工事費補助

補助の対象者	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族</p> <p>(1) 三田市内に存する住宅を所有する者</p> <p>(2) 所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、13,950,000円）以下の者</p> <p>(3) 市税を滞納していない者</p>
補助の対象住宅	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する住宅</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅</p> <p>イ 簡易耐震診断等の結果、安全性が低いと診断された住宅</p>

	<p>(3) ひょうご住まいの耐震化促進事業（県補助事業）（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）の補助金を受けて工事を実施した住宅でないこと。</p> <p>(4) 申請者以外に権利者が存在する住宅の場合は、当該補助事業等の実施について、当該権利者全員の同意が得られていること。</p>
補助の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施するシェルターの設置工事（シェルター型工事）（総額が500,000円以上のものに限る。）に要する経費
補助金の額	<p>補助事業の対象となる経費が、次の各号に掲げる額に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 500,000円以上600,000円未満の場合 500,000円</p> <p>(2) 600,000円以上800,000円未満の場合 600,000円</p> <p>(3) 800,000円以上1,200,000円未満の場合 700,000円</p> <p>(4) 1,200,000円以上の場合 800,000円</p>
その他の事項	

別表第9（第4条関係）

屋根軽量化工事費補助

補助の対象者	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族</p> <p>(1) 三田市内に存する住宅を所有する者</p> <p>(2) 所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、13,950,000円）以下の者</p> <p>(3) 市税を滞納していない者</p>
補助の対象住宅	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造の戸建住宅</p> <p>(2) 次の各号のいずれかに該当する住宅</p>

	<p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅</p> <p>イ 簡易耐震診断等の結果、安全性が低いと診断された住宅</p> <p>(3) ひょうご住まいの耐震化促進事業（県補助事業）（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）の補助金を受けて工事を実施した住宅でないこと。</p> <p>(4) 申請者以外に権利者が存在する住宅の場合は、当該補助事業等の実施について、当該権利者全員の同意が得られていること。</p>
補助の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事（総額が500,000円以上のものに限る。）に要する経費
補助金の額	<p>補助事業の対象となる経費が、次の各号に掲げる額に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 500,000円以上600,000円未満の場合 500,000円</p> <p>(2) 600,000円以上800,000円未満の場合 600,000円</p> <p>(3) 800,000円以上1,200,000円未満の場合 700,000円</p> <p>(4) 1,200,000円以上の場合 800,000円</p>
その他の事項	補助事業の対象となる屋根軽量化工事は、住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した施工者との契約による工事であること。

別に定める事項 シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助

関係条項	その他市長が必要と認めた書類等
規則第4条 (交付の申請)	<p>(添付図書)</p> <p>別記 収支予算書</p> <p>1 耐震改修工事住宅概要書</p> <p>2 補助金算定書</p>

- 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し
  - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
  - (2) 住宅の登記事項証明書
  - (3) 住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書
  - (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類
- 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）
- 5 所得証明書の写し
- 6 耐震工事事業計画書
- 7 シェルター型工事又は屋根軽量化工事（以下「部分改修工事」という。）に係る図書で、次に掲げるもの
  - (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
  - (2) 配置図
  - (3) 平面図、立面図（それぞれ耐震改修前後のもので、改修の部位及び内容を明示したもの）
  - (4) その他部分改修工事の内容が確認できる図書
- 8 部分改修工事に係る建築確認済証の写し（部分改修工事（増改築を含む。）に伴い建築確認が必要な場合に限る。）
- 9 改修工事を実施する施工者の住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し（屋根軽量化工事費補助の場合に限る。）
- 10 耐震改修工事实績公表同意書（屋根軽量化工事費補助の場合に限る。）
- 11 市税を滞納していないことの調査に関する同意書
- 12 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人

	<p>の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号、登録府県名等）を記載したもの）</p> <p>（申請時期）</p> <p>当該事業に着手する前</p>
<p>規則 8 条 （補助事業等の内容の変更）</p>	<p>（添付書類）</p> <p>規則第 4 条関係の各添付図書に準じる。</p> <p>（申請時期）</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>規則第 1 1 条（実績報告）</p>	<p>（添付書類）</p> <p>別記 収支決算書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金精算書</li> <li>2 交付決定通知書の写し</li> <li>3 耐震改修工事実施確認書</li> <li>4 部分改修工事に係る工事請負契約書の写し（受付時原本確認）及び工事代金領収書の写し</li> <li>5 耐震改修工事実績公表内容報告書（屋根軽量化工事費補助の場合に限る。）</li> <li>6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号、登録府県名等）を記載したもの）</li> </ol> <p>（報告時期）</p> <p>当該事業が完了した日から起算して 1 4 日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する会計年度の 3 月 2 4 日のいずれか早い日</p>
<p>要綱第 7 条 第 2 項（状況報告等）</p>	<p>（報告事項）</p> <p>事業の遂行状況</p> <p>（添付図書）</p> <p>事業の遂行状況を確認することができる図書として、市長が必要と認めるもの</p>
<p>要綱第 7 条 第 3 項（状</p>	<p>（報告事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行が困難な理由</li> </ol>

況報告等)	2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
-------	-----------------------

別表第10（第4条関係）

防災ベッド等設置補助

補助の対象者	次の各号に掲げる要件をすべて満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 (1) 三田市内に存する住宅の所有者又は居住者 (2) 所得が12,000,000円（給与収入のみの者にあつては、13,950,000円）以下の者 (3) 市税を滞納していない者
補助の対象住宅	次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅 (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅を含む。） (2) 次のいずれかに該当する住宅 ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅 イ 簡易耐震診断等の結果、安全性が低いと診断された住宅 (3) ひょうご住まいの耐震化促進事業（県補助事業）（住宅耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工事費補助又は住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）を除く。）の補助金を受けて工事を実施した住宅でないこと。 (4) 申請者以外に権利者が存在する住宅の場合は、当該補助事業等の実施について、当該権利者全員の同意が得られていること。
補助の対象となる経費	補助事業の対象となる者が実施する防災ベッド等の設置（総額が100,000円以上のものに限る。）に要する経費
補助金の額	100,000円（定額）
その他の事項	

別に定める事項 防災ベッド等設置補助

関係条項	その他市長が必要と認めた書類等
------	-----------------

<p>規則第4条 (交付の申請)</p>	<p>(添付図書) 別記 収支予算書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅概要書</li> <li>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ul> </li> <li>3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等)</li> <li>4 耐震診断又は簡易耐震診断等の結果</li> <li>5 所得証明書の写し</li> <li>6 住民票の写し</li> <li>7 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書</li> <li>8 市税を滞納していないことの調査に関する同意書</li> <li>9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号、登録府県名等)を記載したもの)</li> </ol> <p>(申請時期) 当該事業に着手する前</p>
<p>規則8条 (補助事業等の内容の変更)</p>	<p>(添付書類) 規則第4条関係の各添付図書に準じる。 (申請時期) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>規則第11条 (実績報)</p>	<p>(添付書類) 別記 収支決算書</p>

<p>告)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付決定通知書の写し</li> <li>2 防災ベッド等の設置に係る契約書の写し（受付時原本確認）及び領収書の写し</li> <li>3 完了写真</li> <li>4 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号、登録府県名等）を記載したもの）</li> </ol> <p>（報告時期）</p> <p>当該事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する会計年度の3月24日のいずれか早い日</p>
<p>要綱第7条 第2項（状況報告等）</p>	<p>（報告事項）</p> <p>事業の遂行状況</p> <p>（添付図書）</p> <p>事業の遂行状況を確認することができる図書として、市長が必要と認めるもの</p>
<p>要綱第7条 第3項（状況報告等）</p>	<p>（報告事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行が困難な理由</li> <li>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</li> </ol>